## みんなで防災

## 避難勧告等に関するガイドライン(避難行動・情報伝達編)平成31年3月内閣府

## 1.2.1 居住者等の避難行動の原則

居住者等は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則である。

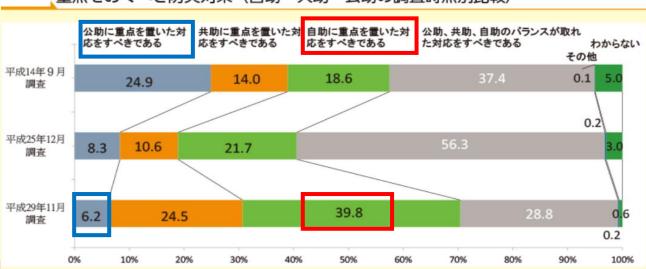
- ●当区の運営方針では、まず「**自助・共助」が基本としています。**
- ●公助としては、避難行動に役立つハザードマップ・防災マップの全戸配布、地区防災計画の作成支援、備蓄物資の配備など、区民の皆さまへの自助をサポートする事業等に取り組んでいます。
- **発災時には、**区役所をはじめ消防・水道等行政機関が災害対応にあたりますが、災害の種類や規模によっては**行政が迅速に対応できない場合が想定されますので「自助・共助」を基本とする** ことにご理解を賜りますようお願いいたします。

◎阪神・淡路大震 災における生き埋 めや閉じ込められ た際の救助主体等



標本調査: (社)日本火災学会(1996)「1995年兵庫 県南部地震における火災に関する調査報告書」参照

重点をおくべき防災対策(自助・共助・公助の調査時点別比較)



出典:内閣府政府広報室「防災に関する世論調査(平成14年9月調査・有効回答2,155人)、(平成25年12月調査・有効回答3,110人)、(平成29年11月調査・有効回答1839人)」より内閣府作成